

## 準備書面(参)

広島地方裁判所令和7年(レ)第47号損害賠償請求控訴事件  
 原審:庄原簡易裁判所令和7年(ハ)第4号損害賠償請求事件  
 令和7年12月16日作成 広島地方裁判所民事1部 御 中

控訴人(原告) 高野 邦 夫

被控訴人(被告) 津 田 廣 雄

### 記

#### 第一.始めに

上記当事者間の令和7年(レ)第47号損害賠償請求控訴事件について準備書面(壱・弐)を提出したが、なお補足する意味で本準備書面(参)を提出する。

#### 第二. 準備書面(壱・弐)の補充

1.まず答弁書の提出時期についてである。当事者主義・弁論主義の下の民事訴訟の審理においては、平等権が確保されなくてはならない(憲14条)。

##### ★民事訴訟法第一五六条(攻撃防御方法の提出時期)

攻撃又は防御の方法は、訴訟の進行状況に応じ適切な時期に提出しなければならない。

##### ★民事訴訟法第一五七条(時機に後れた攻撃防御方法の却下等)

当事者が故意又は重大な過失により時機に後れて提出した攻撃又は防御の方法については、これにより訴訟の完結を遅延させることとなると認めるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、却下の決定をすることができる。

2 攻撃又は防御の方法でその趣旨が明瞭でないものについて当事者が必要な釈明をせず、又は釈明をすべき期日に出頭しないときも、前項と同様とする。

判 1 控訴人が最初の口頭弁論期日に出頭しないときは、控訴状その他の準備書面に記載した事項を陳述したものとみなす。(最判昭25・10・31民集四一一〇一五一六)

判 2 控訴審で提出した攻撃防御の方法が時機に後れたか否かは、一審以来の訴訟の経過に基づいて判断する。(最判昭30・4・5民集九一四一四三九)⇒二九七条(1)

2.答弁書も攻撃防御方法の一つと解されるところ、答弁書の提出があったと書記官から電話連絡があったのは期日の12月23日まで中6日の午前12月16日午前の事であり、凡そ適切な時期に提出されたとは言い難い。

3.適切な時期とは、相手方が熟慮・検討して対抗手段を用意するに足りる期間でなくてはならない。不変期間では無いけれど、少なくとも14日程度は必要と思料する。

#### 第二. 結 語

準備書面(壱,弐)は被控訴人の答弁書も見ないで作成した書面である。なお不備点を追補する必要があると思料し、本準備書面(参)を提出する。

以上控訴人(原告) こう の くに お 高野 邦 夫